

## はじめに

本書は、一般大学の教職課程で教員免許を取得しようと志す、教育学分野の学問にはこれまでほとんど縁がなかった若き初学者を主たる読者と想定し、彼らが「教育行政（学）」あるいは「教育制度・歴史」の講義を受けるに当たっての教科書若しくは参考書として作成されたものである。執筆に当たって心がけたことは、平明な文章でつづること、無味乾燥な内容にならないこと、最新の法改正を正確に反映することなどであった。さてどこまでその誓いが達成されているかどうかは、読者の判断を仰ぐところである。

上記3つの心がけのうち、特に最後の3点目、つまり最新の法改正をできるだけ正確に反映するという点に特に注意を払ったことを強調しておきたい。なぜなら、地方分権一括法の成立（1997年）、教育基本法の改正（2006年）、そして2007年6月の教育改革3法案（学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法）の成立等、ここ数年主要な教育法の抜本的なあるいは大幅な改正が続いており、従来の教科書・参考書が陳腐なものになりつつあることから、この分野の学習を目指す人たちに正確な最新の情報を提供することは、教科書を執筆する者の義務と思うからである。

良い教育が行われるためには、有能な教師が優れた内容の教育活動を行うことが何よりも大切なことであるが、そのためにはまず教師たちが思う存分力を発揮することができるための舞台装置、すなわち教育条件が整っていることが必要である。教育行政は、いわばこのような舞台を整える仕事のことをいう。学校教育は公共の事業として（＝公教育）形成されてきたので、その舞台装置を整える教育行政の仕事も国や地方公共団体が行う公的な作用として位置づけられている。

本書は、将来教師を目指す人を対象とした、学校教育が行われるための舞台装置学習の入門書である。この本を読むことによって、なぜ公教育の制度が必要とされるようになったのか、その制度はどのような原理と法制によって組み立てられているのか、またその制度を管理する組織の機構や仕組みはどうなっているのか、

るのか、さらに個別の学校における教育活動が機能するためにはどのような組織編成が採られ、教職員にはどのような役割が課せられているのか、という点についての理解が得られることを念願する次第である。

2007年7月

曾我 雅比兒

## 改訂版に寄せて

教育委員会制度が2015年4月から大きく変わります。2014年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、2015年4月から施行されることになったからです。改正の趣旨は、地方教育行政における責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築、そして地方共共同体の長と教育委員会との連携の強化等にあるとのこと（中等教育局長通知、平成26年7月17日）。

本書の初版本の「はじめに」に記しましたように、執筆にあたって著者が最も留意したことは、最新の法改正を正確に反映することでありました。わが国における教育行政の最も重要な担い手である教育委員会の制度が大幅に見直されることになる以上、是が非でもその部分の書き換えが必要となり、改訂版を上梓することになりました。またこの機会を利用して初版本を精査し、誤植箇所や表現の曖昧な箇所を改めるとともに、新しく「生徒の管理と非常事態への対応」の節を設け、懲戒・出席停止・体罰に関する法規定の解説を加えました。

本書が教職にある方々や、これから教職を目指す人々にとっての良き参考の書になることを心から願っております。

2015年3月

曾我 雅比兒

公教育と教育行政 改訂版  
—教職のための教育行政入門—

---

目 次

はじめに .....	1
改訂版に寄せて .....	2
凡 例 .....	9
<b>第1章 義務教育制度の成立と教育行政</b> .....	11
第1節 公教育概念の出現と近代公教育制度の成立 .....	11
1. 国家の教育関与 .....	11
2. 公教育思想登場の背景と2つの思潮 .....	12
(1) 絶対主義国家における公教育	12
(2) 市民革命と公教育思想	14
3. 欧米における近代公教育制度の成立 .....	15
(1) 義務教育制度成立の要因	15
(2) イギリス	16
(3) フランス	19
(4) ドイツ (プロイセン)	21
(5) アメリカ合衆国	23
第2節 日本の義務教育と教育行政の成立 .....	27
1. 明治政府の取り組み .....	27
(1) 国民皆学の理想と試行錯誤	27
(2) 戦前教育体制の確立	28
2. 戦後の教育改革と教育行政 .....	29
(1) 戦後教育改革	29
(2) 教育制度の再編	31
(3) 新たな地方教育行政改革	33
<b>第2章 教育行政と法規</b> .....	35
第1節 教育行政の意義および内容 .....	35
1. 教育行政の意義と特徴 .....	35
2. 教育行政の性質 .....	36
3. 教育行政の内容 .....	37
第2節 教育行政法の意義と構造 .....	38
1. 教育行政法とその一般原則 .....	38
(1) 教育行政と教育法規	38
(2) 法規適用上の一般原則	40

2. 教育法規（成文法）の体系 .....	40
(1) 国の法規	40
(2) 地方公共団体の定める法規	42
<b>第3章 憲法と教育基本法</b> .....	44
<b>第1節 日本国憲法の教育条項</b> .....	44
1. 憲法の原理と教育的意義 .....	44
2. 主要な教育条項 .....	45
(1) 第26条（教育を受ける権利）	45
(2) 第23条（学問の自由）	46
(3) 第19条（思想、良心の自由）と第20条（信教の自由）	47
(4) 第14条（法の下での平等）	48
<b>第2節 教育基本法</b> .....	48
1. 教育基本法（旧法）の制定とその意義 .....	48
2. 教育基本法の改正論議 .....	49
3. 教育基本法（新法）の条文と解説 .....	50
<b>第3節 現代の公教育制度と教育行政</b> .....	63
1. 現代学校教育の構成原理 .....	64
(1) 単線型学校体系—教育権保障の制度枠組み—	64
(2) 義務性原理	65
(3) 無償性原理	66
(4) 中立性原理	66
2. 教育行政の基本原則 .....	67
(1) 法律主義	67
(2) 地方分権主義	68
(3) 中立性確保主義	69
(4) 教育の自主性尊重主義	71
<b>第4章 教育行政組織の概要</b> .....	72
<b>第1節 中央教育行政組織</b> .....	72
1. 内閣 .....	72
2. 内閣総理大臣 .....	73
3. 文部科学大臣 .....	74

4. 文部科学省 .....	74
(1) 組織・機構 .....	74
(2) 任務と所掌事務 .....	75
(3) 機能 .....	77
5. 審議会 .....	78
第2節 地方教育行政組織 .....	79
1. 地方自治と地方公共団体 .....	79
2. 議会と首長の教育行政権限 .....	80
(1) 議会 .....	80
(2) 地方公共団体の長（首長） .....	80
3. 教育委員会 .....	81
(1) 教育委員会の性格 .....	81
(2) 教育委員会制度の改正 .....	82
(3) 教育委員会の構成 .....	84
(4) 事務局 .....	85
(5) 教育委員会の職務権限 .....	86
第3節 分権改革と教育委員会 .....	87
1. 地方分権の推進 .....	87
2. 教育行政機関間の関係 .....	88
<b>第5章 学校教育と教育行政機能 .....</b>	<b>91</b>
第1節 学校の設置 .....	91
1. 学校の設置者 .....	91
2. 学校設置義務 .....	92
3. 学校設置基準 .....	93
4. 学校管理規則と学校の自主性 .....	93
第2節 学校の組織編制 .....	94
1. 学校規模と学級 .....	94
(1) 学校の規模 .....	94
(2) 学級編制 .....	95
2. 高等学校の課程と学科 .....	96
3. 教職員の種類と配置 .....	97

4. 校長の補助機関	99
(1) 職員会議	99
(2) 学校評議員制度	100
(3) 学校運営協議会制度 (コミュニティ・スクール)	101
<b>第3節 教育内容行政</b>	103
1. 教育課程の法制	103
(1) 教育課程とは	103
(2) 教育課程の国家基準	104
(3) 教育課程の地方基準	105
2. 教育課程の編成と実施	105
(1) 編成の主体	105
(2) 教育課程の領域	106
(3) 学年・学期・授業日・休業日	107
3. 教科書と補助教材	108
(1) 主たる教材としての教科書	108
(2) 教科書の検定	109
(3) 教科書の採択と給付	110
(4) 補助教材	111
<b>第4節 生徒の管理と非常事態への対応</b>	112
1. 懲戒と体罰	112
(1) 懲戒	112
(2) 出席停止	113
(3) 体罰	115
2. 学校の保健と安全	116
<b>第6章 教育職員の身分・サービス・研修</b>	118
<b>第1節 任用と身分保障</b>	118
1. 教育職員の定義	118
2. 任用	119
3. 任命権者	119
4. 資格	120
(1) 欠格事由	120
(2) 免許状	121
(3) 教員免許更新制	122

5. 教育職員の職務	123
6. 分限・懲戒と不利益処分の救済	125
(1) 分限	125
(2) 懲戒	126
(3) 身分保障	126
7. 指導力不足教員の人事管理	127
第2節 服務	128
1. 服務とその監督	128
(1) 服務の根本基準	128
(2) 服務義務の種類と監督者	129
2. 職務上の義務	130
(1) 服務の宣誓義務	130
(2) 法令等および上司の職務上の命令に従う義務	130
(3) 職務に専念する義務	131
3. 身分上の義務	131
(1) 信用失墜行為の禁止	131
(2) 秘密を守る義務	132
(3) 政治的行為の制限	132
(4) 争議行為等の禁止	133
(5) 営利企業等の従事制限	134
第3節 研修	135
1. 研修の意義と機会	135
2. 初任者研修制度	136
3. 研修の体系化	136
参考文献	138
資料編	141
資料1 学制序文	142
資料2 教育勅語	143
資料3 教育法令集	144